

2022年4月17日

愛知県教育委員会教育長 殿

教員が補習や模試監督などの業務をPTAから引き受けなくても
よいことの確認を求める請願

住 所 [REDACTED]
(団体名) 愛知部活動問題レジスタンス(IRIS)
氏 名 代表 加藤豊裕 [REDACTED]

1 請願の趣旨

いわゆる進学校と呼ばれる県内の高等学校では、平日の放課後や土日祝日といった、教員の勤務時間外に補習や模試（模擬試験）などが広く行われています。形式上、それらの業務はPTAが学校に依頼して実施することになっていることが多く、業務に従事する教員は兼職・兼業の申請を本県教育委員会に対して行った上で、PTAから報酬・謝金等を受け取っています。

教員とPTAとの間に労働契約が存在する場合、労働基準法・労働安全衛生法・最低賃金法に加え、短時間・有期雇用労働者法も適用されると考えられ、適切な法的保護を受けることができます。また、教員とPTAとの間の労働契約上は、教員に対する労働基本権の制約が外れ、民間労働者と同様の労働基本権が保障されているとも考えられます。

しかし、指揮命令の存在や、労働の対価と言えるだけの賃金の支払いの有無という点から考えると、労働契約が成立しているとは言い難いように思います。そうなると、勤務時間外に補習や模試監督の業務に従事する教員は、先にあげたような法的保護や権利保障を受けることができない状態に置かれることになります。

教員の中には、自ら望んで勤務時間外の補習や模試監督などを引き受けるというよりは、同調圧力により仕方なく引き受けざるを得ない人もいます。その場合でも、兼職・兼業の申請は本人名で行われますので、外形的には自主的・自発的に引き受けたものと判断せざるを得ません。そういう人が十分な法的保護や権利保障が受けられないまま、望まない業務に従事させられることがあってはなりません。

勤務時間外に補習や模試監督などの業務を引き受けるかどうかは任意であり、事実上の強制が行われてはならないことを愛知県教育委員会として確認するよう求めます。

2 請願項目

教員が補習や模試監督などの業務をPTAから引き受けなくてもよいことを、愛知県教育委員会として確認してください。

